

健康福祉委員会 令和4年6月17・20日
福祉部 資料 18 番
所管 福祉管理課

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、臨時的な措置として実施する。

真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行うことで運用改善を図る。

2 支給対象者等

項目	令和4年度住民税非課税世帯	令和4年1月以降の家計急変世帯
支給対象者	令和3年12月10日において、市町村（特別区を含む）の住民基本台帳に記載されている者で次のいずれかに該当する世帯の世帯主	
	令和4年6月1日において、住民基本台帳に記載されている世帯に属する全ての世帯員が、令和4年度住民税均等割が非課税である世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降申請日の属する月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯
	ア 世帯員の全員が、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと イ 令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯に対する給付について、既に本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではないこと	
支給額	1世帯あたり10万円	

項 目	令和4年度住民税非課税世帯	令和4年1月以降の家計急変世帯
手 続 き	<p>ア 令和4年6月1日において、区の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主に送付する「令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」（確認書）を返信用封筒で郵送により提出【プッシュ型】</p> <p>イ 申請書を返信用封筒で郵送により提出</p>	<p>区施設等に設置する申請書を返信用封筒で郵送により提出</p> <p>※令和3年1月から12月までの間の家計急変世帯の申請については、令和4年5月31日で受付終了</p>
提出期限	<p>ア 確認書 区が発出した日から3か月</p> <p>イ 申請書 令和4年9月30日（金）</p>	令和4年9月30日（金）
今後の予定	確認書の発送は令和4年6月下旬から7月上旬を予定	申請書等は令和4年6月下旬に区施設等に配付予定
周知方法	区報、区ホームページの他に、区施設や大田区生活再建・就労サポートセンター（JOBOTA）、大田区社会福祉協議会、ハローワーク等にポスター及び申請書等を配布予定	